

機関番号：14301
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008 ～2010
 課題番号：20520643
 研究課題名（和文） 近世ポーランド・リトアニア共和国における「自由」
 ——その理念と現実
 研究課題名（英文） Liberty in the early modern Polish-Lithuanian Commonwealth:
 its ideas and reality
 研究代表者
 小山 哲（KOYAMA SATOSHI）
 京都大学・大学院文学研究科・教授
 研究者番号：80215425

研究成果の概要（和文）： 近世（16～18世紀）のポーランド・リトアニア共和国における「自由」概念の歴史的特質を、主として思想史的な分析をとおしてあきらかにした。研究動向を整理し、「自由」概念の論理構造を提示し、その変質の過程を記述した。

研究成果の概要（英文）： The author considered historical characteristics of the concept of “liberty” in the early modern Polish-Lithuanian Commonwealth through the analysis of early modern texts. He surveyed recent investigations, presented the structure of the concept of “liberty”, and described the changing process of the concept between the 16th and the 18th century.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野： 人文学

科研費の分科・細目： 史学・西洋史

キーワード： 近世 ポーランド 共和主義 自由 政治文化 貴族 政治思想 西洋史

1. 研究開始当初の背景

本研究の研究代表者は、主として近世ポーランド・リトアニア共和国の政治思想・政治文化を専門に研究を行ってきた。本研究でとりあげる「自由」(wolność; libertas)は、近世のポーランド・リトアニア共和国の国制と政治文化を支える重要な鍵概念の1つである。また、この概念は、ヨーロッパ東部において、個人・社会・国家の3者の関係をめぐり認識が、近世から近代にどのように変化したかを探る手がかりとなる概念でもある。加えて、1990年代に東中欧諸国で進んだ体制の転換にともなって、この地域における「自由」の伝統を歴史的な角度から再検討する試

みがポーランド内外の学界において進んでいる。こうした研究動向からも示唆をうけながら、これまでの研究の成果をふまえつつ、なお未解明の諸問題に焦点をあわせて、本研究を企画した。

2. 研究の目的

近世のポーランド・リトアニア共和国は、言語、宗教・宗派、エスニシティの観点からみると、きわめて多様な住民から構成される複合的な国家であった。「自由」は、この多民族・多宗教・多言語国家の構成原理そのものであった。しかし、この概念が具体的にどのような内容を指し示していたのか、政治的

実践の場で「自由」を掲げることはどのような意味をもっていたのか、近世の300年をつうじて「自由」概念の内実、表象の形式、言説上の機能にどのような変化が生じたのか、といった点については、なお解明を要する問題が数多く残されている。

本研究は、2つの課題の解明を目的としている。第1の課題は、近世ポーランド・リトアニア共和国における「自由」概念の歴史的特質を、思想史的分析をとおして明らかにすることである。第2の課題は、思想史的分析をとおして明らかとなった「自由」概念の特質をふまえて、現実の政治状況のなかでの「自由」概念の表象の形式と適用の実態、政治過程におけるイデオロギー的機能、およびそれらの変遷の過程を、政治史的な文脈のなかで解明することである。

検討の対象とする時代については、共和国をとりまく国際環境や国内の政治状況の推移ともなって「自由」概念の内実と機能がどのように変化するかを解明するためには、思い切って長期的な見通しのなかで検討することが必要であると判断し、16世紀から18世紀までの3世紀間とした。

3. 研究の方法

本研究を進めるにあたっては、近世ポーランドの政治文化研究の第一人者であり、京都大学文学研究科の客員教授として来日中であったポーランド科学アカデミー歴史学研究所のエドヴァルト・オパリンスキ教授より、当該テーマをめぐる研究状況についてレクチャーを受け、「自由」の担い手である近世ポーランド貴族の政治理念にかんする研究会を2度にわたって開催した(2008年7月5日、京都、ヨーロッパ近世史研究会第14回例会、および7月12日、東京、東欧史研究会特別例会)。

研究代表者は、本研究の期間内に、「国際移動セミナー《ヨーロッパ東部境界地域の共有遺産研究》」(International Cultural Centre in Cracow, Poland と EU Institute in Japan の共催)に2度にわたって参加し(2008年9月、および2010年8~9月)、現ポーランド共和国東南部からウクライナ西部、リトアニアに残された近世ポーランド貴族層の歴史的遺産を実地に調査した。あわせて、関連する文献を閲覧するために、ポーランドの図書館で資料調査をおこなった(2008年9月8~9日、クラクフ、ヤギェウォ図書館、および2008年9月23~26日、2009年8月31日~9月4日、ワルシャワ、国立図書館)。これらの調査の結果をふまえて、研究成果の一部を盛り込んだ報告を、アウクスブルク大学ヨーロッパ文化史研究所で開催されたシンポジウム「近世ヨーロッパにおける戦争と平和の諸相」においておこなった

(2009年11月11日)。また、研究の経過報告を兼ねて、当該テーマの概要と今後の研究の展望を、「近世ポーランド・リトアニア共和国における「自由」——ヨーロッパ政治思想史のもうひとつの水脈」としてまとめ、発表した(『創文』515号、2008年12月)。

本研究が行われた3年間のあいだに、ポーランド本国における当該テーマにかんする研究は、当初の予想を超えて進展した。とくに、近世に執筆された「自由」論のテキストのうち、これまで十分な研究が行われてこなかった数点の著作について、綿密な文献学的研究をふまえた校訂版が刊行されたことは、本研究にとって重要な意味をもっている。こうした研究状況の変化をふまえて、本研究は、当初予定していた2つの課題のうち、第1の課題(思想史的分析)に重点をおいて進められることになった。第2の課題——思想史的な分析の結果をふまえて、政治史的な文脈のなかで「自由」の理念が担った意義を歴史的に考察すること——については、より踏み込んだ水準で議論がなされるべき問題が残されており、今後の重要な検討課題であると認識している。

4. 研究成果

(1) 近世ポーランドの「自由」概念にかんする過去20年間の研究動向と原典史料の刊行状況を整理し、残されている課題を抽出した。

「自由」概念の歴史的重要性ゆえに、近世ポーランド・リトアニアの思想・国制・政治文化にかんする先行研究の多くは、何らかのかたちでこの概念に言及しているといつてよい。しかし、「自由」概念それ自体を主たる考察の対象とする研究が多く現れるようになったのは比較的最近のことである。その背景として、1980年代から90年代にかけてポーランドで生じた政治体制の転換と、2000年代のヨーロッパ連合(EU)の東方への拡大があったことは否定できない。社会主義体制のもとでの事実上の一党独裁から複数政党制による民主主義国家への転換と、自由主義経済への移行ともなって、新しい政治的規範の中核となった理念の1つが、「自由」であった。今日のいわゆる「リベラリズム」は、特定の国籍をもたない、グローバルに流通する概念であるが、他方で、ポーランドには、中近世にさかのぼる独自の「自由」の理念と、この理念にもとづく議会主義の伝統が存在する。体制転換後、ポーランドが議会制民主主義国家として再出発するにあたって、この歴史的伝統に、新しい角度から光が当てられることになったのである。近代的な「自由主義」が成立する以前にさかのぼる「自由」の理念の存在は、ヨーロッパ連合の東方拡大にさいして、ポーランド側から自らの「ヨーロッパ・アイデンティティ」を主張するさい

にも、その歴史的根拠として援用された。

近世的「自由」をめぐる近年の研究状況を評価するにあたっては、この問題をめぐる諸研究が以上のような政治的磁場のなかで着想され、推進されてきたことを念頭におく必要がある。政治的・社会的状況の変化は、新たな視点から過去の歴史的遺産を見直す契機となり、近世的「自由」の再評価を促した。しかし他方で、ヨーロッパ連合の現状を歴史的に正当化するために肯定的に再=表象された近世的な「自由」の伝統を援用する議論の構造は、近世的「自由」概念に固有の歴史的な文脈を捨象したアナクロニズムに陥る危険性をつねにはらんでいることにも注意しなければならない。

とはいえ、政治状況の変化に触発されて生みだされた研究成果のなかに、新たな研究の視野を切り拓く注目すべき研究が数多く含まれていること、また、近世の「自由」論の新たな校訂版の編纂・刊行など、地道ではあるが、今後の研究の土台となる基礎的な作業が続けられていることも事実である。本研究をすすめるにあたっては、「シュラフタ=市民社会」論の提唱者でもあるエドヴァルト・オパリンスキの政治文化史研究、近世の「貴族の共和国」を「合意国家」とみなすヤスシュ・エクスによる「シュラフタ民主主義」研究、16世紀の法と自由の関係を考察したアンナ・スヘニ=グラボフスカの『分割前ポーランドにおける国家概念のなかの自由と法』（2009年刊）、18世紀に啓蒙思想の影響を受けながら展開された「自由」をめぐる議論の内容を多角的に解明し、貴族共和制末期の「自由」論の変容を精緻に論じているアンナ・グジェシコヴィアク=クルヴァヴィチの『自由の女王—18世紀ポーランド政治思想のなかの自由』（2006年刊）などの諸研究から大きな示唆をえた。

以上のような「自由」概念の研究の進展と並行して、1990年代の後半から、近世の「自由」論の原典の校訂版が次々に刊行されるようになった。J・ザモイスキとW・ゴシリツキの元老院論、S・オジェホフスキとA・ロトウドゥスの国家観をめぐる論争にかかわるテキスト群、A・ヴォランの著書『国家の、すなわち市民の自由について』、L・グルニツキの『完全なる自由への道』と『ポーランドの選挙、自由、法と慣習をめぐる対話』の新たな校訂版、H・B・シーゲル編による英語訳による原典のアンソロジー『ルネサンス期のポーランドの政治思想』（2005年）などが、相次いで刊行された。本研究も、上記の新しい校訂版を参照しながら進められた。

(2) 16世紀の「自由」観の総論として、貴族身分（シュラフタ）の「自由」観を分析し、その近世的な位相と構造を提示した。

ルネサンス期ポーランドの論客として知られるS・オジェホフスキは、対話篇『クインククス、すなわちピラミッドをかたどったポーランド王冠の原型』（1564年刊）のなかで、シュラフタが、いくつかの限定的な事項を除くと、王権に対して実質的な義務を負わないことを強調している。これは、貴族身分の成員は、より上位の権力によって干渉されることのない地位にあることを主張したものである。この見解は、I・バーリンのいう「2つの自由概念」のうち、「消極的自由」（他者から干渉されない権利）を主張したものとして読むことができる。

しかし、シュラフタの「自由」には、上位の権力による干渉を忌避する姿勢とならんで、もうひとつの側面—自らの積極的な参加によって公的秩序を構築する権利—があった。この、バーリンのいう「積極的自由」に相当する側面は、シュラフタと国王が共有する規範としての「公共の法」（*prawo polspolite*）の理念と密接に結びついている。シュラフタにとって「自由」とは、まずなによりも彼らが享受する身分的な諸特権であり、また、それらの特権を保障する「法」のことに他ならなかった。「共和国の自由」（*wolność Rzeczypospolitej*）・「祖国の自由」（*wolność ojczyzny*）とは、しばしば国法のことであり、「自由なポーランド人」（*wolny Polak*）・「自由な市民」（*wolny obywatel*）とは、諸々の特権を享受する「自由なシュラフタ」（*wolny szlachcic*）を意味していた。これらの「公共の法」=諸特権を生みだし、維持し、さらに拡充するために国政に積極的に参加する権利は、シュラフタの「自由」を構成する最も重要な要素とみなされていた。

シュラフタの国政参加権は、新規の課税や立法にさいして上下両院（元老院と代議院）の同意が必要であることを定めた「ニヒル・ノヴィ」憲法（1505年）、シュラフタの有権者（土地を所有する成人男子）各人による国王自由選挙、国王に定期的な議会開催を義務づける統治契約（1573年のヘンリク諸条項）などによって制度的に保障されていた。その根底にあるのは、16世紀初頭にスタニスワフ・ザボロフスキが『王国の法と領地の本質にかんする論考』（1507年刊）のなかで簡潔に表現した原則「全成員にかかわる事柄は全成員によって合意がなされるべきである」（*quod enim omnes tangit, ab omnibus approbari debet*）であった。

「公共の法」を制定する場合は、議会である。ポーランド・リトアニア共和国の全国議会は元老院と代議院からなる二院制であったが、シュラフタはこれに国王を加えて、3つの「身分」から構成されるものと認識していた。シュラフタにとって、「自由な共和国」とは、選挙で選ばれた国王、元老院、代議院の3つ

の「身分」の合意によって国政が運営される「混合政体」にもとづく国家を意味していた。この「議会の3身分」は、理念的には、それぞれ王政、貴族政、民主政の3要素を代表するものであるとも理解されていた。全国議会の決議は、これら3つの「身分」の「合意」によって成立したが、それは同時に、王権、聖俗の元老院議員、そして代議院に代表される「騎士身分」(=シュラフター一般)からなる共和国の「国民」全体の意思決定ともみなされたのである。さらに、ヘンリク諸条項は、国王が貴族との「合意」を無視して専制統治をおこなった場合には、服従を拒否する権利をシュラフタに認めていた。「自由な者」であるシュラフタが国王を選挙で選ぶ権利と、国王が法に従って統治する義務とは、表裏一体のもので認識されていた。公的な場における言論の自由も、シュラフタにとって重要な権利の1つであった。自由な政治的発言(「自由の声」głos wolny; vox libera)は、彼らにとって「自由の魂」にほかならなかった。

他方、国政参加にかかわる以上のような諸権利とならんで、シュラフタの「自由」には、個々の成員の財産や人格にかかわる諸権利も含まれていた。貴族は、所領内の裁判権を有し、各種の税を免除され、人身保護律(裁判の判決なしには身柄を拘束されない *neminem captivamimus nisi iure victum*)によって身体の安全が保障されていた。これらの「自由」は、少なくとも17世紀中葉までは、信仰する宗派(カトリック、正教、プロテスタント)の違いによって左右されてはならない権利であった。この点で、「自由」は、多民族・多宗教国家であったポーランド・リトアニア共和国の構成原理そのものであったともいえる。

シュラフタの「自由」の内容を以上のように整理するならば、そこには、バーリンのいう「積極的自由」(国政参加の権利)と「消極的自由」(他者から干渉されない権利)の双方が含まれていることが確認できる。さらに重要なことは、シュラフタにとって、「積極的自由」と「消極的自由」が相補的なものであった点である。彼らは、個々の成員の人格の「自由」は、成員自身の意思決定にもとづく「自由な国家」のなかではじめて保障されると考えていた。この点で、近世ポーランドの「自由」は、Q・スキナーが近世のイギリスについて指摘した「自由主義に先立つ自由」(市民的自由にかんするネオ・ローマ的理解)にきわめて近い発想にもとづいていたといえる。

シュラフタの「自由」論にスキナーの「共和主義的自由」の概念に適合的な論理構成が認められるという点は、近世ポーランド・リトアニアの事例を、西洋世界の「自由」論全体のなかに位置づけるさいに重要な論点

となるであろう。J・G・A・ポーコックの「共和主義の大西洋的伝統」論と組み合わせるならば、ヨーロッパ東部を組み込んだ、新しい思想史研究の領域が切り拓かれる可能性が生まれるからである。近世の300年間に、北米から大西洋を挟んでポーランド・リトアニアにいたる広大な空間で、「自由」の理念をめぐって、どのような知的交流が展開されたのか、今後は、ポーランド・リトアニアを含めて、近世のヨーロッパ東部で生まれた国家論について、関係史と比較史の双方の視点を考慮に入れながら、具体的な事例をふまえた研究をさらに積み重ねていく必要がある。

(3) 16世紀の「自由」観の各論として、2人の思想家(L・グルニツキ、A・ヴォラン)をとりあげ、貴族支配を正当化する「自由」観には批判的な「自由」論の系譜が存在することを示し、その内容をあきらかにした。

グルニツキは、晩年に2篇の政治的論考を著している。1つは、対話篇の形式で書かれた『ポーランドの法と自由をめぐるポーランド人とイタリア人の会話』、いま1つは国制改革の提言として書かれた『完全なる自由への道』である。グルニツキにとっては、徳と理性の支配のもとにある自由、法的規律をもなう節度ある自由のみが「真の自由」の名に値するのであって、これらの制約から逸脱した自由はむしろ「放縦」、「隷属」にほかならない。『完全なる自由への道』は、この「法に従うことが真の自由である」という前提にもとづいて、「自由」を実現するための法的秩序を構築するための新たな制度的枠組みを提案している点で、『会話』における「消極的自由」に対する批判の次元を越えて、「積極的自由」を実現するための具体的な手段を模索する試みであった。グルニツキは、「混合政体」論を前提としながら、王権とシュラフタによる合議機関を新たに常設し、空間的に拡大した国家の求心力を回復することによって、「真の自由」の実現を構想しようとした。しかしながら、このテキストが1650年まで刊行されなかったことは、この構想が、当時のシュラフタ社会にとって受け入れがたいものであったことを示している。

『完全なる自由への道』の問題点の1つは、シュラフタ身分以外の諸身分を含めて、共和国の住民の全体を包摂するような国家の全体像を議論する姿勢に乏しいことである。「自由」を主たるテーマとしながら、「全身分の共和国」を構想したA・フリチ=モジェフスキの問題意識を忠実に継承して、下位身分をも国制に組み込むかたちで「自由」論を展開したのは、リトアニアで活躍したカルヴァン派の貴族A・ヴォランであった。彼の『国家の、すなわち市民の自由』が注目されるのは、共和国を構成する身分として、シュラフ

タ (nobiles)、都市民 (oppidani)、農民 (agricolae) の3身分をあげている点である。これらの3身分は、職能が異なり、異なる法に服しているが、シュラフタのみが「自由」を享受し、他の2身分は「隷属」を耐え忍ぶような現状は望ましくない、とヴォランは批判する。こうした主張の前提にあるのは、「自由は人間の本性に最もふさわしいもの」であり、「いかなる者も奴隷として生まれることはない」という認識であった。これは、「自由」を、身分的特権としてではなく、身分的所属にはかわりなくすべての市民が有する自然権としてとらえる見方である。このような「自由」観は、18世紀の啓蒙思想の影響を受けた論者にはみられるが、16世紀のポーランド・リトアニアではむしろ例外的な見解に属する。

ヴォランのこのような主張はどのような知的背景に由来するのか、ヴォランの周辺に同様の「自由」観を共有する人びとの存在を確認することができるか、という問題は、より詳細な検討を要する。1606年にS・ドゥビンケヴィチの翻訳によってヴォランの著書のポーランド語訳がリトアニア大公国の首都ヴィルノ (ヴィリニウス) で刊行されていること、C・バジリクによるフリチ=モジェフスキ『国家改革論』のポーランド語訳(1577年) がやはりリトアニアのウォスクで刊行されていることを考え合わせると、非特権身分を「市民」に含めて考える「自由」論の系譜は、ポーランド王国領ではなく、むしろリトアニア大公国領で継承されていったと考えることもできる。リトアニアに活動の場をおく知識人のネットワークを念頭におきながら「自由」論の展開をたどることは、今後の課題である。

(4) 17世紀の「自由」観の変質の過程を、政治空間の拡大・植民地化と宗派化の2側面から考察した。

16世紀のS・オジェホフスキは、貴族身分の特権=法としての「自由」こそがポーランド・リトアニア共和国の結合原理であると主張した。こうした支配身分のイデオロギーは、16世紀後半から植民地化が進んだウクライナのエリート層にも浸透した。たとえば、1658年の「ハジャチ合意」を構想したウクライナの貴族J・ネミリチは、議会における演説のなかでエスニシティや宗派の違いを超える「ポーランド王国の自由」の伝統を称えている。これは、「自由」こそが、多民族・多宗教・多言語国家としての共和国の構成原理そのものであるという認識が、植民地空間のエリート層にも共有されていたことを示している。このような「自由」観の浸透・波及は、ウクライナ貴族の言説にあらわれる政治的語彙を分析したK・マズルの最新の研究

によっても確認されている。

他方で、17世紀にはいと、共和国の貴族社会自体のソシアビリテに質的な変化が生じていたことが確認できる。宗派化(カトリック化)が進むと、「自由」の適用範囲からカトリック以外の宗派を排除する傾向が生じた。17世紀半ば過ぎに刊行された『新巨人族戦争』は、スウェーデンとの戦争を、専制的で異端的な敵に対する、自由で敬虔な人びとの戦いとして描いている。そこでは、プロテスタントのスウェーデン国王がマキアヴェリとカルヴァンの信奉者を率いてポーランドに侵攻したと述べられ、異端によって汚された諸民族が列挙されている。ポーランド人の民族的・宗派的アイデンティティは、これらの異端的な民族集団と対置されることによって表現された。その基本的な構成要素は、カトリック信仰と自由であった。近世後期のポーランド・リトアニアにおいては、「自由」概念自体の宗派化が進んだのである。

(5) 18世紀に入ると、啓蒙思想の影響のもとで自然権としての「自由」が議論されるようになり、「自由」観の転換が生じた。最後に、近世的「自由」の遺産が、ポーランドにおける「自由主義」の成立にどのように結びつくかという問題をめぐる議論を紹介し、今後の展望を示した。

シュラフタの政治的自由を象徴する「自由の声」は、17世紀後半になると、王権による国制の改変を阻止する「自由拒否権」(liberum ius vetandi)を意味するようになり、一議員の拒否権行使によって議会が流会となる「リベルム・ヴェト」の濫用によって国政は麻痺状態に陥った。17世紀後半から硬直化した近世的な「自由」概念に対して根本的な再考が試みられたのは、ようやく18世紀後半のことである。

フランスやイギリスの啓蒙思想の影響を受けたポーランドの政論家の一部は、自然権にもとづく「市民的自由」と、市民の国政参加を保障する「政治的自由」とを区別した。「自由」は、貴族が王権に抗して守るべき特権である以前に、市民が自らの生命や財産を干渉されることなく所有し使用する権利とみなされた。この認識は、それまで不可分の一体とみなされていたシュラフタの特権と「自由」とをいったん切り離したうえで、あらためて共和国における「自由」とは何かを議論する可能性を開いた。たとえばJ・ヴィビツキは、国制の改革を主張する立場から書かれた『市民的自由にかんする政治的思考』(1775-76年刊)のなかで、シュラフタの「自由の要」とみなされていた選挙王制の弊害を指摘し、共和国の秩序を守るために、あえて世襲王制を支持している。この世襲王制への転換の主張は、のちに「五月三日憲法」(1791

年)において制度的に結実することになる。この「自由」論の新たな展開は、他方で奇妙な「ねじれ」を生み出すことにもなった。保守派の貴族セヴェリン・ジェヴスキは、選挙王制を支持する立場から『ポーランドにおける王位継承にかんする小論』(1798年刊)を執筆するが、そのなかでアメリカ独立革命を称賛し、フランスの民衆によるバスティーユ牢獄襲撃に喝采をおくっている。

このような逆説的な現象も含めて、シュラフタの「自由」論の遺産は、19世紀以降のポーランドにおける「自由主義」の形成と展開の理解を複雑なものにしている。たとえばJ・シャツキは、東ヨーロッパには、思想的潮流としての自由主義は存在しなかったと指摘する。これに対して、東欧における自由主義の担い手はむしろ貴族層であったとするR・オーキーのような見解もある。現時点で19世紀ポーランド自由主義にかんする最も包括的な研究であるM・ヤノフスキ『ポーランドにおける自由主義思想—1918年まで』(1998年刊)は、思想の担い手と思想の内容を区別して論じる必要があると指摘する。ポーランドにおいても自由主義は「無視しえない思想的潮流」であり、その担い手は地主層、インテリゲンチヤであった。彼らの出自は、分割前のシュラフタ層の系譜に連なるものである。しかし、思想の内容からみれば、むしろ「サルマチア的世界観」——近世的な「自由」観——の克服こそが、自由主義の展開の必要条件であったとヤノフスキは指摘する。

旧ポーランド・リトアニア共和国領における近世的「自由」から近代的「自由主義」への転換をどのように理解するか、という問題は、この地域に固有の歴史的状況に根差した問題であると同時に、ヨーロッパ的文脈から切り離しては解くことのできない問題である。わが国における西洋政治思想史の理解が「西欧」政治思想史でなく真の「西洋」政治思想史となるためには、東中欧における「自由」理念の展開の諸相を、「自由」論のもうひとつの豊かな水脈として、ヨーロッパ思想史のなかに組み込んでいく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

①小山 哲 「「貴族の共和国」とウクライナ——植民地的共和主義をめぐる覚え書」、篠原琢編『ヨーロッパ東部境界地域の共有遺産研究 I ガリツィア』(東京外国語大学)、査読無、2011、87-116

②Satoshi Koyama, “Memory of War and the Construction of the Ethno-Confessional

Identity in Early Modern Poland: The Case of the Siege of Jasna Góra, 1655”, *The Synthetic Study about the Formation of States and Identity from the Viewpoint of Wars in Early Modern Europe*, ed. by Akira Shibutani, 査読無、2010、126-144.

③Satoshi Koyama, “On the Opposite Side of the Military Revolution? The Army, State and Society in the Polish-Lithuanian Commonwealth in the 16th – 18th Centuries”, *The Synthetic Study about the Formation of States and Identity from the Viewpoint of Wars in Early Modern Europe*, ed. by Akira Shibutani, 査読無、2010、37-44.

④小山 哲 「1680年代——ポーランド・リトアニア共和国の転機?」、*Odysseus* (東京大学大学院総合文化研究所地域文化研究専攻紀要)、別冊1、査読無、2009、149-153

⑤小山 哲 「ヤーシの留学——ポーランド貴族が西欧で学んだこと」、前川和也編『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、査読無、2009、269-307

⑥小山 哲 「近世ポーランド・リトアニア共和国における「自由——ヨーロッパ政治思想史のもうひとつの水脈」、『創文』、査読無、515号、2008、1-5

[学会発表] (計2件)

①Satoshi Koyama, “Memory of War and the Construction of the Ethno-Confessional Identity in Early Modern Poland: The Case of the Siege of Jasna Góra, 1655”, in: *Dimensions of Peace in Early Modern Europe. Symposium*, Institute of European Cultural History, Augsburg University, Germany (2009年11月11日)

②小山 哲 「「軍事革命」の向う岸?——近世ポーランド・リトアニア共和国における軍隊・国家・宗教」、日本西洋史学会 第58回大会、島根大学 (2008年5月11日)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小山 哲 (KOYAMA SATOSHI)

京都大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号: 80215425